

がん対策の推進について

がんは、全国はもとより中国地方においても、死亡原因の第1位であり、がんによる死亡数は、心疾患や脳血管疾患によるものが横ばいであるのに対し、増加傾向にあることから、依然として、国民の生命と健康にとって大きな課題となっている。

国においては、「がん対策基本法」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「がん対策推進基本計画」を策定して、各種取組が推進されたが、平成19年度からの10年間の目標である「がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少」については、達成されず、原因として、喫煙率やがん検診受診率の目標値が達成できなかったこと等が指摘されている。がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を着実に低下させていくためには、がんにかかる国民を減らすことが重要であり、予防のための施策を一層充実させていくことが必要である。

加えて、がんにかかった場合にも、早期発見・早期治療につながるがん検診は重要であり、その受診率を向上させていくことが必要である。

一方、各地域でがん対策を着実に進めるためには、がん診療の拠点となるがん診療連携拠点病院等の指定を進めていく必要があるが、医療従事者等の不足のため、がん診療連携拠点病院等の指定要件の充足が困難な医療機関があり、地域の実態に即した弾力的運用が必要である。

また、「がん登録等の推進に関する法律」に基づく全国がん登録については、平成28年1月から開始されたが、地方自治体における事務や全ての病院が行う届出等の実務が円滑に実施されるためにも、より一層の登録業務従事者の人材育成等の体制整備及び適切な財源措置が必要である。

以上のことから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 がん予防・早期発見の推進

- (1) 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。

また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

- (2) 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、エ

ビデンスに基づくワクチン接種に関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、ワクチン接種についての正しい知識の普及に要する経費への財政的支援を行うこと。

2 がん医療の充実

- (1) がん診療連携拠点病院等の指定更新に当たっては、地域の専門的医療従事者の不足などの実情を踏まえ、弾力的運用を行うこと。
- (2) 平成28年1月から実施している全国がん登録について、長期にわたり安定した運用が図られるよう、医療機関の届出実務者の育成支援（指導者研修）など必要な体制整備及び財源措置を講じること。
- (3) がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備すること。
- (4) がんの薬物療法や放射線治療を専門とする医師を育成するとともに、がんの手術療法を担う外科系の医師の育成及び確保を図ること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政